

法教育推進協議会 第23回会議 議事録

日 時 平成22年12月22日（水）
午後1時02分～午後3時17分

場 所 法曹会館「富士の間」

議

事

大村座長 それでは、まだお見えでない委員もいらっしゃるようですけれども、定刻になりましたので、第23回法教育推進協議会を開催させていただきます。

まず、議事に先立ちまして、新しい委員に就任されました方々を御紹介したいと思います。

日本司法支援センターの北岡克哉総務部長。

北岡委員、一言ごあいさつをお願いいたします。

北岡委員 日本司法支援センター（法テラス）の総務部長で北岡と申します。よろしくお願いいたします。

私、10月4日からこの職につかせていただいております。坂田の後任ということになります。法テラスはまだ、できて4年少々という若い組織でございます。法教育につきましても後発組で、皆様の御指導をいただきながら、小さいことからコツコツとお手伝いできることを探してまいりたいと思っております。よろしく御指導お願いいたします。

大村座長 どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それから、事務局にも変更がございましたので、丸山官房付からもごあいさつをさせていただきます。

丸山官房付 今年の8月に法制部にまいりました丸山でございます。また法教育に携われる立場になりましたことを大変うれしく思っております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

大村座長 どうもありがとうございます。丸山さん、前からお世話になっているので、またということで、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から本日の議事と配布資料の説明をお願いいたします。

丸山官房付 では、事務局から御説明させていただきます。

まず、議事ですが、議題1が法曹三者における法教育の取組についてで、法務省、最高裁、日弁連からの説明がございます。

議題2ですが、教員免許更新講習での法教育授業実施事例についてでございます。

議題3ですが、法教育懸賞論文の受賞作品についてとなっております。

次に、お手元に配布してあります資料の御説明です。

資料1は、委員の交代を踏まえました推進協議会委員の名簿、資料2は、法教育普及検討部会の名簿です。

資料3から9は、議題1、法曹三者における法教育の取組の資料です。資料3から6までが法務省提出の資料、3-1、3-2は、京都法教育推進プロジェクト実施計画とこれまでの実施結果でございます。

資料4は、10月2日に行われた法の日のイベントのチラシ、資料5-1、5-2は、先日実施されました法教育シンポジウム・イン・京都のチラシとその際に配布されました参考資料です。

資料6は、法務省民事局作成の法教育授業の関係の資料でございます。

資料7は、裁判所における法教育の取組についての資料。資料8、9は、日弁連の取組に関する資料です。

資料10から13が、議題2の教員免許更新講習に関する資料でございます。資料10か

ら12が鈴木先生、吉田先生、資料13が野坂先生、橋本先生から御提出いただきました資料です。

資料14は、法教育懸賞論文コンクールの実施に当たって作成した案内チラシでございます。

また、委員の皆様の上には、議題3に関係いたします、既に郵送させていただいたものと同じ論文コンクールの関係の論文等を置かせていただいております。

資料の説明は以上でございます。

大村座長 どうもありがとうございました。

それぞれの資料は、後で御報告の際にまた参照していただくということにいたします。

本日は、議事の公開等にかかわる関係について事務局のほうから説明したいことがあるということですので、お願いいたします。

丸山官房付 この法教育推進協議会では、第1回、初回の会合におきまして、報道機関及び座長が許可した関係者に議事の傍聴を認め、議事録及び議事要旨を公開すること、資料については提出者からの申し出がある場合を除き、公開することを原則としつつ、公開により議事運営に支障が生じるおそれがあると考えられる場合、その他座長が必要と認める場合には、議事録・議事要旨及び配布資料の全部、又は一部を非公開とすることができるということを承認していただいております。

そこで、今回の議事ですが、議題3の懸賞論文の審査等につきましては、その性質上、審査の過程に関しましては公開に適さないものと考えられますので、大村座長と御相談の上、委員以外の皆様方にも傍聴はしていただくこととしながらも、議事録自体は公開せずに、議事要旨の公開にとどめることにさせていただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

大村座長 以上のとおりでございます。

議題3の法教育懸賞論文につきましては論文のよしあしを審査するということになりますので、議事録は非公開とさせていただきます、議事概要のみを公開するというようにさせていただきますと存じます。

よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

今日、傍聴の方もいらしておりますけれども、傍聴の皆様にも、今のような事情でございますので、議題3の懸賞論文の受賞作品の決定につきましては議事概要のみが公表されるということになります。追って法務省のホームページで議事概要が出ますけれども、それ以上のことは、正式な公表まで漏れないように御配慮いただくと有り難く存じます。

ということで、議事の取扱いはさせていただきたいと思っております。

それでは、それを踏まえまして本日の議題に移りたいと思っております。

最初の議題は、法教育に関する取組についての報告ということでございます。

この法教育推進協議会におきましては、現在、当面の活動といたしまして、法教育の普及に関する取組ということを検討しているところでございますけれども、今後の議論に向けまして、関係の方々から法教育に関する取組の現在の状況についてお話をいただきたいと思いますと思っております。

本日は、まず最初、法務省の取組について、事務局から説明をしていただきます。では、

お願いいたします。

布施部付 それでは、私から御説明申し上げます。

資料の順に御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、資料3-1、3-2の関係ですけれども、京都法教育推進プロジェクトについてでございます。

既に御承知の方々もいらっしゃるかと思えますけれども、こちらは現在、京都市を中心として、平成22年度から2年計画で実施されておりますプロジェクトでございます。京都市教育委員会、京都府教育庁の教育機関のほか、多数の関係機関が参加して実施されているところです。参加機関が法教育に関する企画を持ち寄り、相互に連携・協力することで法教育の普及を目指すというものでありますが、プロジェクトの立ち上げの際には法務省も協力させていただいたことから、御紹介させていただいております。

資料3-1がプロジェクトの実施計画、3-2がこれまでの実施状況でございます。一般の方々も今後参加できる企画もございますので、是非、委員の皆様にも御宣伝いただければと思っております。

次に、法務省で実施しております法教育授業の関係でございます。

以前にも御報告させていただいたかと思えますけれども、法務省では学校等に法務省職員等を派遣して、法教育の授業を実施するという法教育授業を行っているところです。この法教育授業については、特に法務局が熱心に取り組んでおられるところがございますので、本日は後で民事局の担当者から取組状況について御紹介をいただきます。

また、資料4の関係でございますが、毎年10月1日は法の日ということでございますが、法務省、最高裁、日弁連では、毎年その日前後に共通したテーマでイベントを実施しているところです。資料4にありますとおり、本年は法教育がテーマに取上げられました。

法務省では10月2日に、中学生、高校生等を招きまして、赤れんが棟で法教育の授業を行いました。中学生の授業については、法務省の民事局にお願いいたしました。

次に、毎年度開催しております法教育シンポジウムの関係でございます。

本年度も、法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会の主催、そして日本司法書士会連合会、法テラス、京都府教育委員会、京都市教育委員会の御後援をいただきまして、10月29日の金曜日に、京都市の龍谷大学アバンティ響都ホールにてシンポジウムを開催いたしました。資料5-1がその際の宣伝用のチラシでございます。5-2が当日の配布資料でございます。

内容ですけれども、今回は笠井委員に基調講演をお願いいたしました。先ほども御紹介いたしました京都の法教育推進プロジェクトをテーマとして取上げていただき、「京都法教育プロジェクトの取組とその意義」というテーマで御講演をいただきました。

引き続き、立命館中学校で実践されました法教育授業の実践報告を行いました。この授業について、少し御紹介させていただきます。

授業は、京都のいわゆる景観条例にヒントを得て、門前町の一角で持ち上がったマンションの建築の計画を巡り、マンションの建築会社、地元住民や地元の商店街の立場から様々な議論をして解決策を探るという授業で、中学校1年生の地理の授業の中で扱われたところです。授業を担当されたのは教員になって1年目の先生でしたが、地理の授業の中で、しかも地域の特質性を踏まえた形で法教育が実践されているという、大変興味深い報告でございま

した。

引き続き、立命館宇治高校の生徒さんによる刑事模擬裁判の公開授業が行われました。

担当の先生が自らお考えになったという強盗致傷の事件を題材にしたもので、証人尋問と被告人質問の部分を実施していただきましたが、もともとシナリオがなく、尋問の組み立てを一から生徒さんが考えたというものでした。非常によく練られた尋問で、堂々で行われていたところでした。

その後、パネルディスカッションを実施いたしました。今回は「法教育の普及における地域社会の役割～学校と地域社会はどう連携するべきか～」というテーマで、法テラスの理事を務めておられるキャスターの草野満代さんにコーディネーターをお願いいたしました。また、パネリストとして、服飾評論家の市田ひろみさんや京都弁護士会の伊藤弁護士、立命館宇治高校の先生や京都市教育委員会の指導主事、府立嵯峨野高校の先生に御参加いただきました。法務省からは丸山官房付がパネリストとして出席しております。

学校と地域社会の連携ということで、なかなか難しいテーマであったかと思いますが、京都法教育推進プロジェクトの活動なども交えて、活発な議論が交わされたところでした。平日にもかかわらず、教育関係者、法曹関係者、また京都法教育推進プロジェクトの関係者等、百数十名の参加をいただき、盛況のうちに終了いたしました。

私からは以上ですが、引き続き法教育授業について、民事局の内野局付から取組状況を御説明いただきたいと思います。

内野局付 民事局総務課の内野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、お時間ちょうだいいたしまして、専ら法務省民事局、すなわち法務局を中心といたしました法教育の取組に関しまして、御紹介をさせていただければと思います。

まず、お手元の資料6のページを1枚めくっていただきまして、法教育の実施の状況を件数的なところから御紹介申し上げます。

本年度、これはいずれも出前の授業という形をとったものでございますが、11月末日までに64件程度実施させていただいております。現在も幾つか申し込みがあり、本年度中の実施を待っているものを抱えておるという状況でございます。

実施の内訳などは左のグラフに書かせていただいたとおりでございますが、やはり中学校が多いという状況になっております。中学、高校を合わせますと、9割を占めているということで、これから社会の状況、在り方を学ぶ上で、こういった法教育の価値というのを教育現場の先生方が見直されて、こういった御要望をお寄せいただいているという状況かと認識しております。また、後ほど紹介させていただきますけれども、小学校又は支援学校や専門学校といったところからも、申し込みを受けているという状況でございます。

現在、法務局は全国で454カ所存在しておりますけれども、この法務局といえますか登記所を拠点として、いずれも教育機関からの法教育出前授業の申し込みを受け付けまして、民事局に情報を集約し、そしてまた情報をおろしていくという、このような形で全国的にさせていただいているということでございます。

どうしているかということですが、2枚目以降のお話になります。

法務局、登記所の営みといえますのは、法曹三者の先生方とは若干違いますが、専ら事故のない、普通に一般人が正常な取引をする中で権利義務関係が変動する、これを審査して、そして登記という形で公示していく、こういうことをやっております。目に見えない権利を

具体化して見える形にするということを目ごろの業務としてやっているわけでありませう。

こういったところから、見えないものを見るようにするというような、目ごろの業務の特質を生かしまして、今年度のテーマといたしましては、実は身の回りに法律事象というものがあるんだよと、我々は教育のプロではございませんので、むしろ身の回りに法律事象というのが存在しているということに気付いてもらうということの一つのテーマといたしまして、法教育を展開しているという状況でございます。

そういった形で抽象的に括らせていただきましたが、具体的に資料に基づきまして若干紹介させていただきますと、例えば小学校におきましては、三重県の例でございますけれども、これは9月に実施したものでございまして、1、2年生75名に対しまして、「ほうりつてなに？」ということで、司法的なルール、こういったことについて話し合う。そして、高学年につきましては、約束をすること、これを守ること、一体どういうことなんでしょうか、そしてその延長に法律もあるんだよと、こういったようなお話をさせていただいたということでございます。

テキストの例もそれぞれでございまして、これも地元の先生方、学校のクラスの担任の先生、この先生方の御指導などを得つつ、レベルに合った分かりやすい教材を作ろうということで、それぞれ変えて作っているという状況でございます。

中学校につきましても、例えば山口の例におきましては、ルールについて考えようということで、クラブ活動での体育館の使用例、こういうことを設例として説明を行ったということでございます。

資料をめくっていただきまして、次は高校でございます。

高校生になりますと、やはりそのまま社会に出られる方々もいらっしゃるということで、若干具体的に、法律実務に近い、そういったことも含めまして説明をするという内容になってございます。具体的に言えば、ここでの例は身の回りにある法律的な問題ということで、法律的な職業、又は法律分野の学問、大学進学ということも考える方もいらっしゃいますので、こういったことの御紹介もさせていただくということで実施いたしました。

また、最近の例で、栃木県では盲学校からの申し込みもございました。やはりこども「身の回りにある法律的な問題」と題しまして説明を行ったところでございます。

資料につきましても、これも先生方の指導を受けながら、点字の資料を用いまして、分かりやすい説明を行えたと認識しております。

そのような中からどのような感想が寄せられているのかということにつきまして、次のページをめくっていただきますと出てまいります。生徒、学校、講師、それぞれから意見を集約して、ここから課題を見つけようという努力もさせていただいております。

生徒の子どもたちからは、難しいイメージのあった契約といったものが、実は身近にあるんだなというような率直な感想をいただいております。ここでは若干いいことばかり書いてございますが、やはり中にはちょっと話が難しかったという素直な御意見もいただいております。

学校からの意見といたしましては、やはり身近な事象を事例等にさせていただいて大変よかったというような御指摘をちょうだいしております。

講師の側、教える側の法務局の職員の感想といたしましては、やはり子どもたちの興味を引くのが非常に難しいなど。心に響く、本当に身の回りにあるんだなということを実感して

もらうための説明が難しいと感じているとのことでございました。

1 ページめくっていただきまして、こういった全体の動きにつきましても、例えば法務省のホームページ上で広報などさせていただいて、こういった活動をやらせていただいているので、御要望があれば実際にやらせていただきますよということも、広く広報、周知しているところがございます。

そして、1 枚めくっていただきまして、今後の課題でございます。

今申し上げました、生徒、学校、そして講師側からの感想、また個別の授業の中でのやり取りから得られます課題といたしましては、やはり理解しやすい授業内容の設定が重要だと。また、学校関係者の方々との適切な連携、教える内容、言葉遣い、雰囲気、進行の度合い、スピード、しゃべり方、非常に学ぶことが多いと思っております、このあたり、非常に密接な連携が必要だと実感しております。また、もちろん講師側のプレゼン能力の醸成、これはなかなか人的な素養にもよりますので、難しいところはあるかもしれませんが、この点も課題だと認識しております。そして、もちろん使う教材が充実されることが重要だと認識しております。

今後の方向といたしましては、各局におけます実施事例、これを着実に重ねまして、情報共有を図っていききたい。そして、法務局だからできる新たな地域貢献の姿として、今後も積極的に推進してまいりたいと思っております。また、委員の皆様方におかれましては、我々もこういうことをやっておりますので、御指導賜ればと思っております。

大村座長 どうもありがとうございました。

今の法務省の御報告につきまして、皆様から御質問等ございましたらどうぞ。

神谷委員 中学校が一番多いということですが、何年生が多いのでしょうか。

内野局付 実例で言いますと、2年生ぐらいが多いということでございます。1年生になりますと若干難しいかなとおっしゃる先生方が多くて、2年生になりますと、自分でゲームを買ったり、ビデオを借りたりというようなことをしだす、今の子どもたちはみんな携帯電話を持っているということもありまして、先生方の問題意識として、そういったものを使ったりしている中で何らかの被害に遭ってはいけないというような意識を具体的にお持ちでいらっしゃるようでございまして、要望としても2年生ぐらいが多いかなという感想でございます。

大村座長 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

盲学校って非常にもしろい、興味深い例ですね。何かあれば。

内野局付 これは講師のほうは若干経験がある職員を講師としてやらせていただいたと承知しておりますが、学校の先生方は、何もハンディキャップを負っていないお子様方よりも社会にさらされたときの危険が高いのではないかという認識をお持ちのようであり、ハンディキャップのない人たちが通常感じる世の中の動きというのを生徒に伝えたいということでやらせていただいたと。ですので、事例選びも含めて、先生方の御指導を受けながら、努力させていただいたというところがございます。

大村座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

山本委員 広報をされているということなのですから、申し込みが来るのは個別の中学校、高校、小学校から来ているということなのですか、それとも校長会などを通すということ

すので、そういうところから来ているのでしょうか。

内野局付 内容的には様々でございます。校長会、そういった組織のところからいただくものもございますし、個別の学校からいただくものもございます。

法務省のホームページでは、司法法制部が取りまとめられておると思いますが、いったん司法法制部のほうに来た要望が法務局におりてくる場合もございますし、もちろん法務局、それぞれ拠点400カ所を超える形で持っておりますので、その法務局に直接アポが入る場合もございます。これもすべて法務省に来た要望と同等に扱わせていただきまして、すべて対応させていただいていると、こういう状況でございます。

大村座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、次に進ませていただきますが、次に最高裁判所の取組につきまして、これは本田委員にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

本田委員 最高裁判所の本田でございます。

お手元の資料7を御覧いただけますでしょうか。

裁判所における法教育の取組は、1ページ目の二重丸4つに書かせていただきましたとおり、4本柱で行っております。

裁判官の講師派遣、いわゆる出前講義と呼ばれているもの、模擬裁判・模擬調停、ガイド付きの裁判傍聴・裁判所見学、裁判員制度の紹介の4つなんですが、特に二番目と三番目は、法廷を持っております裁判所ならではの強みを活かしたものです。資料に詳しく書かせていただきましたので、ポイントに絞って御説明を申し上げたいと思います。

まず最初の、裁判官の講師派遣、出前講義でございます。裁判所の仕事だとか裁判の仕組みなどと申し上げますと、我々が聞いていても眠くなるような堅苦しい退屈な雰囲気になりがちですから、小学校から対象にしている関係で、徹底して分かりやすい説明をコンセプトにしております。ではどのように、ということになりますが、「最近の例」の「工夫例」を御覧いただきたいと思いますが、身近な話題、視覚的理解、体験談の取入れ、この3本柱で行っているんです。当然、司法といいますと、取扱う間口は広うございますが、法教育の対象となる児童・生徒に、自分が司法とつながっているんだということ、遠い話ではなくて、自分の周りに法あるいは裁判に関する物事が素材としてあるんだということを感じていただけるよう、彼らにとって身近な話題をなるべく裁判制度と関連付けて説明しております。二番目は視覚的理解です。我々もそうですが、文字だけ見ていたら眠くなります。子どもを相手にするわけですので、基本的にはプレゼンソフトですとかDVD、こういった児童・生徒が見ても視覚的に情報が入ってくるよう工夫しております。あと、抽象的な話をしておってもなかなか集中力が持ちません。具体的な講師の体験談を取り入れて、なるべく生の、具体的で身近に感じられるテーマを設定して、出前講義をしているところです。

続きまして、2枚目を御覧いただきますと、模擬裁判・模擬調停がございます。先ほど申し上げましたように、裁判所では実際に毎日裁判を扱い、法廷も持っておりますから、そういった強みを活かして、各地で多数行われてございます。ここでもコンセプトは先ほどの出前講義と同様でございます。児童・生徒に、模擬裁判で実際に法曹や証人等の当事者の役を演じて体験していただくこととし、また、子どもでも身近に感じられ、また余りどぎつくない話題、例えば身近で起こり得る話題としまして、万引き、窃盗ですとか、怪我をさせて

しまった傷害事件，こういった演じる側の児童・生徒が身近に感じられる話題を素材にしまして，それぞれが体験型と申しまししょうか，参加をしていただきます。また，シナリオは裁判所で御用意いたしますけれども，答えは裁判所から押しつけず，児童・生徒が自ら参加者全員で考えていただけるようなコンセプトでやっております。これは，北から南まで多くの庁で実施していますが，どの庁でも，児童・生徒に非常に白熱した評議・判決をしていただいているようでございまして，好評を博しております。なお，後のガイド付き傍聴でも申し上げますが，単に模擬裁判をやっていただくだけではございまして，会場に赴きました裁判官への質問コーナーを設け，演じるだけではなく，疑問に思ったこと，分からないことを，その場で聞いて解消できるような工夫も，併せてさせていただいております。

三番目ですけれども，ガイド付きの裁判傍聴と裁判所見学でございます。これは，実際に現実に法廷で行われている裁判を，多くの場合，若手の裁判官がツアーガイドとなりまして，傍聴して回るというものです。ここでも三番目の白丸の「工夫例」にございますように，やはり児童・生徒の年齢に応じて，ふさわしい事案を選ぶように心がけてございます。また，空き法廷などを使いまして，印象に残る，あるいは体感できるような企画もございまして，参加者が「見て・触れて・体験できる」という3本柱で行っております。例えば，これは席の奪い合いになりますが，児童・生徒に裁判長席に座っていただいたり，実際に黒い法服を着てもらったりして，より印象に残るようなものを心がけてございます。また，ガイドが児童・生徒を連れて裁判を傍聴させて回るだけではなくて，実際の裁判が終わって次の裁判までに時間がございまして，実際に先ほどまで審理をしていた裁判官が，児童・生徒から質問を受け付けてやり取りをする場合もございまして，意外と，傍聴したことよりもそちらのほうが印象に残ったりしているようです。私も質問を受けた経験がございまして，「今日はトンカチがないんですけど，忘れたのですか。」などと思いがけない質問を受けて印象に残っているのですけれども，なるべく身近な触れ合いを大事にしてやらせていただいております。

なお，この2枚目の一番下の段落に米印で書いてありますところですが，今まで御説明しましたものは下級裁判所における企画ということになりますが，最高裁判所におきましても，庁舎見学の中で様々な司法に関する御説明などをしながら，裁判あるいは法というものについての理解を深めていただくような催しをしております。これは手前味噌な話になりますが，例えば，最高裁判所における親子見学会については予約開始日が毎年決まっているのですけれども，予約開始日の午前中にはすべて予約枠が埋まってしまうほど関心を高めていただいておりますので，御紹介させていただきます。

最後に3枚目になりますが，裁判員制度の紹介をさせていただきます。裁判員制度は，御承知のとおり，昨年以来，我が国の司法，法律に関するトピックとなっておりますが，裁判員制度に特化し，同制度についての理解を深めていただくような取組をしております。これも児童・生徒を対象にするということもありまして，キッズコーナーを設けてクイズ形式のものを用意したり，今こちらにお示ししております「裁判員制度ナビゲーション」，これは大学生などやや上級者向けなのですが，イラストですとか流れ図のチャート，あるいは写真などを用いて，立体的に裁判員制度に関する理解を深めていただくような資料も用意してございます。そのほか，裁判員制度に関するアニメーション，ビデオ，DVDなども御用意しておりますが，これは各地家裁に備えてございまして，委員の方々でも御希望の方がいらっしゃれば貸し出しできますので，御関心の方はお声掛けいただければと思います。

あとの詳細は、この配布資料を御覧いただければと思います。私からの御説明は以上です。
大村座長 どうもありがとうございました。

それでは、皆さんから御質問があればどうぞ。いかがでしょうか。

特によろしゅうございますか。

笠井委員 子どもたちから思いがけない質問などがあると思うのですが、先ほどトンカチはなぜないのですかとか、そういった答えにくい質問などについて、例えば最高裁のほうで想定問答みたいなものを作っているとか、そういうのはないということによろしいでしょうか。

本田委員 児童・生徒からの御質問に対しては、それぞれの担当裁判官自身の御体験ですとか、御自身のお考えで対応していただいております、事務総局側から、例えば何ゆえにトンカチがないとか、そういった想定問答を作ったりはしておりません。画一的な答えを御用意するよりは、臨機に、それぞれの考えや体験を話したほうがリアリティーがあるだろうと思っていますし、これからそうした想定問答集を作る予定も今のところございません。ちなみに、トンカチを忘れたのですかと聞かれたときは、私は、日本の裁判所の中では、日本人は、トンカチを叩かなくてもきちんと礼節を持って静粛にしてもらっているから不要なのではないかと思っている、などと答えました。そういった感じです。

大村座長 どうもありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。先に進ませていただきます。

次は日弁連になりますけれども、日弁連につきましては村松委員にお願いいたします。

村松委員 資料は、8と9を用意いたしました。

初めに、9のほうから見ていただきたいのですが、日弁連では毎年弁護士白書を出版しており、本年度の特集で法教育を取上げました。資料9は、その弁護士白書の該当箇所のコピーになります。

これまで日弁連は法教育に取り組んできたわけなのですが、この白書の中で、これまでの取組について網羅的にまとめさせていただいた、そういったものであります。

少し資料の中身も説明したいと思うのですが、1枚目、表紙めくっていただいて38ページ、ここで法教育の理念というところがあります。法教育の目標につきまして、私たちは、個人が尊重される自由で公正な社会の構成員としての市民を育成、育てることであると、こういった目標を掲げて、法教育活動に取り組んでおります。

この法教育の目標の最後の段落なのですが、具体的にどう考えるかという、いたずらに細かな法律知識を教え込むということではなく、法の基礎にある価値や原則に対する基本的な理解を重視し、法的な考え方や法的参加の技能を身につけることで、個人が尊重される自由で公正な社会を構築しようとする態度・意欲を育てるものが、我々の考える法教育であると、こういうスタンスであります。

続いて、二番目の法教育の内容なのですが、私たちはこのように考えております。

市民として求められる意欲・態度、それから技能・知識という観点からしますと、まず意欲・態度ですが、①自己・他者を尊重する態度、その上に立って、②私的な領域においては自分たちの法律関係を自分たちで決定する態度、③公的な領域においては法過程に主体的に参加する態度が要請され、それからその前提として、④約束や法を守るという態度、⑤紛争

を平和的に解決する態度、こういったものを態度・意欲として考えております。

次に、技能ですけれども、①事実を正確に認識し、問題を多面的に分析する能力、②自分の意見を明確に述べ、また他人の主張を公平に理解する能力、③多様な意見を調整して合意を形成し、また第三者として判断を行ったりする能力、知識としては、法や法制度の基礎にある価値や原則の理解、その理解に必要な限度での法や法制度、法過程の理解、こういったものを考えております。

その上で、白書では次のページからになりますが、これまでの具体的な取組についてまとめております。

この辺は従前も法教育研究会、それからこの推進協議会でも御報告しておりますので、説明、報告のほうは簡単なものに留めたいと思っておりますけれども、日弁連は1993年の5月に司法に対する教育の充実を求める決議を行いました。そういった司法教育に対する活動をベースにしながら、2002年の4月に、会務執行方針として市民のための法教育推進を掲げて、これまで活動してきたという流れになります。

資料9の下の通しページの42ページを御覧いただきたいのですが、主立ったイベントを一覧で取上げております。幾つか御説明しますと、2004年の8月には教員・弁護士のための法教育夏季セミナーを開きまして、この取組を2007年まで毎年夏にやってきました。それから、2007年からは毎年1回、夏に高校生模擬裁判選手権を開催いたしました。第3回目の大会からは、最高裁や法務省にも御共催をいただいているというところがあります。昨年は東京、大阪、福岡のほか高松も加えて4会場で開催しまして、年々普及が進んでいるところであります。

通しページ44ページを御覧ください。

ここからは各弁護士会での法教育の授業例について紹介させていただいております。

44、45ページは、熊本県弁護士会における小学生向けの法教育のセミナーの内容報告であります。適正手続や罪刑法定主義、こういったテーマを分かりやすい形で子どもたちに教えていると。45ページには写真も載っていますが、キャラクターに扮して、子どもたちが親しみやすいような工夫もしているということになります。

46、47ページは横浜弁護士会における中学生向けの法教育活動の紹介です。

これは実際に中学校の先生と弁護士と一緒にルールづくりの授業をつくりまして、町にカラオケボックスの入ったアミューズメント施設ができたという前提で、地域に起こっている問題を多様な立場で解決していこうと、合意形成していこうといった内容の取組になります。

48、49ページは札幌弁護士会の高校生向けの法教育活動です。

札幌弁護士会では毎年1回ジュニアロースクール札幌を開催しているのですが、これは2009年12月に実施された内容の紹介です。リストラの解雇は有効なのかという観点で労働問題を題材にしまして、子どもたちが考えながら学んでいくといった内容のプログラムになっております。

50ページからは各弁護士会における取組実績の一覧です。

これは2010年3月時点ということになります。それぞれの弁護士会で法教育に関する専門委員会を設置しているか、法教育又はそれに類する活動でどのようなものを1年間で行ったか、学校の先生、学校現場との連携ができていくか、こういったもののアンケートを集約しまして、集計したものがこの一覧表になります。御覧いただきますと、どの弁護士会で

もほぼ何らかの取組が行われているという状況と言っているかと思えます。

それから、56ページからは高校生模擬裁判選手権、これまで4回行いましたので、その総括というような形でまとめさせていただいております。

それで、資料8を御覧いただきたいのですが、近時の取組について簡単にまとめてみました。

日弁連として一番大きな出来事は、本年度から市民のための法教育委員会の委員数を38名から68名に増員したことです。これまでは全国の弁護士を迎えることができなかったわけですが、この増員によりまして、各弁護士会から最低1人は日弁連の委員に選任されました。これによって、日弁連の活動が地方に伝わる、あるいは地方の実情を日弁連が把握をして、新たな取組のきっかけを作ることが可能になりました。

それから、本年度からの新たな取組としまして、法教育の教材集の作成に着手しました。小学校、中学校、高校それぞれの教材を作成したいと考えておりますが、取り急ぎ、新しい指導要領に完全移行します小学校について、教材作成に着手したところであります。目標は今年の本年度内ということなのですが、なかなかまだまだ始まったばかりということで、若干遅れてしまうのかなというようなところではあります。

それから、先ほど少し御紹介しましたが、毎年夏に行っていました夏季セミナーが2007年度を最後に中断しておりましたので、来年度からもう一度再開をしたいと考えています。やはり、学校の先生方と情報交換をしながら進めていく法教育のために是非とも必要だろうという考え方のもと、再開に向けての準備を開始しているところであります。

近年のトピックスですけれども、日弁連は昨年12月に日弁連基本政策集というものを取りまとめております。この中に立憲民主主義の担い手たる市民の育成のため、法教育の充実に貢献するということが基本政策の一つとして盛り込まれております。

それから、先ほど御紹介しましたように、2010年版の弁護士白書において、法教育の特集を組んでおります。

次に、各地の取組ですけれども、弁護士会には各ブロックごとに弁護士会連合会というものがあるのですが、その連合会において法教育のシンポジウムを積極的に開催しております。本年度は10月1日に、中国地方弁護士会連合会において、「法教育にどう取り組むのか、新学習指導要領を踏まえて」というテーマで、法教育の考え方、それから新指導要領における取上げられ方の御講演をいただいた上で、中学校のルールづくり、高校の模擬裁判などの授業の実践例の報告がなされました。

それから、10月15日には中部弁護士会連合会において「再び『子どもが学ぶ法の精神』～法教育の理論と実践の架橋～」というテーマでシンポジウムが開かれました。

この「再び」というのは、中部弁護士会連合会では既に2003年に法教育のシンポジウムをやっているのですが、もう一度取上げようということで実践がなされております。2003年で法教育の授業を受けた子どもたちが今大学生になっているのですが、実際に壇上に登壇していただきまして、その意義がどうだったのかというようなことも報告いただいたのが非常に貴重であったと思っております。

それから、これは少し先になりますけれども、来年の9月30日、関東弁護士会連合会が法教育をテーマにしたシンポジウムを予定していると伺っております。関弁連は確か2002年だったと思いますが、筑波で法教育のシンポジウムを行いまして、これがきっかけで弁

護士会も法教育活動を活発化させたわけなのですが、関弁連でももう一度取上げようという取組になっております。

今後の課題ですけれども、一つは日弁連委員を各地から迎えることができましたので、このパイプを使って各地での法教育活動を根付かせたいと考えております。

先ほど資料9の弁護士白書の中で各地の取組一覧表を御覧いただきましたけれども、まだまだ法教育の専門委員会を設置していない弁護士会があります。こういった弁護士会にも受け皿の組織を作りまして、きちんと学校からの要望に応えられるだけの体制をとっていきたいと考えております。

もう一つは、数年来取り組んできたとは言いましても、すべての市民に対する取組が出来ているわけではないだろうという点です。

例えば、小学校の教材集の作成に着手したというお話をしましたが、新しい指導要領では、3年生、4年生の社会科で、廃棄物処理とか地域の問題で法や決まりについて扱うということになってきたかと思うのですが、その3、4年生向けの法教育教材を作ろうとしたところ、3、4年生に対して法教育の授業をしたという経験者が少ないのです。中学生、あるいは小学生ですと6年生に対する授業というのは実践例は比較的あるのですが、もう少し低学年、中学年向けの実践例の経験が、まだまだ弁護士会としても足りない。逆に言うと、そういった学年では、学校でもまだまだ取上げられ方が少ないのかと思います。

それから、市民のための法教育委員会とは言いますが、実際には大人の部分に対する法教育の取上げもまだ手が十分回っていないというか、ほとんど回っていないというのが実態です。日弁連の委員の人数を増やしまして体制を拡充しましたので、こういった分野についても少しずつ手を付けながら、市民のニーズに応じていきたいと考えております。

大村座長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問等ございましたらどうぞ。

いかがでしょうか。

模擬裁判は年々参加校が増えているようですけれども、これは第5回目は更に増えるという見通しでしょうか。

村松委員 はい、実施する方向で、今のところは検討・調整中であります。

なかなかどういう形で広がりを見せたらいいのか、特定の学校が毎回参加しているようなところもありますので、企画の持ち方自体についても、これまでの取組を踏まえた上で検討していかなければいけないかなと、そういった声が出ております。

大村座長 会場も2カ所から、3カ所、4カ所と増えていますので、夏は模擬裁判だという感じになるといいのではないかなと思うのですけれども。

村松委員 そうですね。

大村座長 ほかにいかがでございましょうか。

特にございませんでしょうか。

今、三つの団体、法務省、それから最高裁、日弁連ということでお話をいただきましたけれども、関係の組織、団体におかれましては、ほかにも取組をさせていただいているところがございますので、次回の推進協議会でも引き続き御報告をいただきまして、またそれを踏まえて、これからの普及の在り方について御意見をちょうだいしたいと思っております。この件につきましては、本日のところはこの程度にさせていただきます、次の第2の議題

に移りたいと思います。

第2の議題は教員研修の関係でございますが、平成21年4月から学校の先生方が最新の知識・技能を身に付けるということで、教員免許更新制が導入されているということでございますけれども、この更新講習の一環として法教育を題材とする、そういう取組が始まっていると伺っております。

先生方を通じて法教育を普及するということは非常に大事な試みだろうと思いますが、今後法教育推進協議会の活動におきましても、こうした試みを十分に考慮に入れていく必要があると思います。

そこで、実際にそのような講習を行われている各先生方にどんなことを行っているのかということをお紹介いただきたいと考えております。本日は2組の先生方にお越しいただいておりますけれども、まず鈴木先生と吉田先生のほうからお話をいただければと思います。よろしくお願いたします。

吉田教諭 それでは、資料10を御覧いただきたいと思っております。

私からは、筑波大学における法教育についてということなのですが、私の場合は筑波大学附属駒場中等高等学校に勤務しております、附属学校も教員免許状更新講習の舞台とさせていただいているというのが筑波大学の特徴です。

主なねらいとしては法教育入門ということなのですが、レジュメの一番に書いておきましたように、法教育実践のための手掛かりとなるような講習にということで、各先生方が自分の学校に帰ったときに役立つという、そういうものをねらいとしています。そして、身近な事例を基にしながら、法の基本的な考え方を学んでいただけるような講座にしたいと。

それから、手法としては体験的に学べるようにということ、これをベースにしているということです。

それから、私が現場の教師なので、現場の教員の率直な疑問や問いを講習に生かせるようにしたいということと、そこに法律専門家である鈴木先生が入っていただいておりますので、法律家の視点から現場の教員の疑問に答えていただけるような内容にしたいということで作っております。

2人で担当しているのですが、これは実際は6時間の講習なのです。1日で6時間やるので、3時間、3時間で分担する方法もあるのですが、私たちの場合は2人で6時間をやるという方針で、2人でやり取りしながら行っております。

私自身が現場の教師なので、専門家が作る法教育の講習には、教わる側としても結構参加しているのです。同じ8月に、私も受講生の1人として参加したものがあつたのですが、今回使った裁判員教材と同じ教材を使って指導していただいたのですが、出てきた反応が全く違っていたということがあります。

それは何かというと、現場の教師が専門家に求めることは何かというと、一つは法の知識を求めたいということがありますので、このような法教育の講習をやられた場合に、例えば検察官はどんな仕事をしていますかとか、証拠をどう見ますかとか、こういう専門的な知識を問うような質問がその8月の別の講習には出てきたのですが、教育に関わるような質問はほとんど出なかった。逆に言うと専ら知識を欲しいという立場なんですよ。

私たちの講習は、もちろん鈴木先生という弁護士がいらっしゃいますので、鈴木先生に基本的な専門知識を聞きたいというところももちろんありますけれども、教育の場、教育とし

てどのようにこれを作っていくかというような視点も含めて、質問を出していただけるような講習にしたいと考えておりまして、そこが専門家が行う法教育といっても大きく言って二つのタイプがあるだろうと、法知識提供型と、そしてむしろ教育という視点を重視して、いわゆる法教育としてやるという、こういうようなものがあるのではないかという感じを少し持ちました。

私たちの講習は基本的には定員40名にしまして、今年は40名、目いっぱい応募していただきました。

受講者の所属は高校の先生が多かったです。半分が高校だったのですけれども、小学校から特別支援学校まで、様々な方がいらっしゃいました。それから、免許状ですけれども、実は社会・地歴・公民が40名中18名なんですね。そして残りはいろいろな教科がありまして、法教育に対しては、実は社会科系教科だけでないところにも期待があるのかなという気はしました。

私たちの講習内容は、筑波大学のホームページにこのように今回の講座はこういう内容ですといったことを掲げておりまして、契約や事故など生活に直接関わる事例をもとに、法の基本的な考え方を学ぶという1部と、そして裁判員裁判を念頭に置いて模擬裁判を実施しますという2部という形で行われました。

そういったことを見て希望されて来ているわけですので、受講生の方の関心は、やはり裁判員制度について認識を深めたいとか、生徒に説明できるようになりたいといったようなことや法的な知識を身に付けたいとかいったことが多かったと思います。

本講座で学びたいことというの、やはり裁判員制度だということと、あと法教育の内容ということで、契約とかトラブルといったようなことは、実は余りなかったというのはちょっと意外な感じはしました。

使った教材は、今日いらっしゃっている皆さんからすればもう余りにもおなじみの教材で、私自身も教材作成に携わった、法教育研究会時代の教材等も使わせてもらいまして、当日配布した、このようなものを配りまして9時からみっちり、こういうような内容でもってやります。

最初の内容は、法教育とは何だろうかという話でありまして、今日いらしている橋本先生が書かれた「法教育実践のための覚書」を用いて説明しました。

ここには体育館の使用を巡るルールづくりのようなものが例に挙げられていたので、社会科系の教員ではない方にも意味があるのだろうということで使わせてもらっております。

あとは新旧学習指導要領の比較やDVDがありますので、それを見て法教育の実際を少し目でも見ていただくと。そして、その後契約や事故に関して、「はじめての法教育」の教材を使って行いました。これも出来るだけ参加型で、実際にやっていただくような形でいきます。鈴木先生から、いろいろな個別的な知識の補足も含めてやっていただいています。午後は模擬裁判ということで、法務省の裁判員裁判の教材を使って、実際にシナリオをとらえて評議も含めて行うという形で行いました。ですから、いずれも既に法教育推進協議会や法教育研究会で蓄積されたものを使ってやったということです。

ただ、小学校の先生も結構いらっしゃったので、小学校向けの教材もありますよということで、「オオカミなんか怖くない」というのが今日の資料12で用意されておりますけれども、弁護士会の考案された「殺オオカミ事件」というものを、これは紹介程度でしたけれども取

上げて、小学校でもこのような形でやることはできるといったようなお話を鈴木先生からしていただきました。

次は、民事で、これも弁護士会の作っているSNAP事件というのを使って、実際に簡単にディスカッションしていただいて振り返るという、こういった方法で取り組んでいます。

最後の2枚が受講生のアンケートで、これは抜粋ではなくて、参加者全員から書いていただいたものをすべて掲載してありますので、受け止め方については読んでいただければ大体お分かりになるかと思えます。

鈴木弁護士 簡単に補足をしますと、殺オオカミ事件というのは、民事の事件になっていたものを刑事事件版にしたのは隣にいる野坂さんで、それを逆にこちらでも使わせていただくというような形で、我々のほうは法教育研究会、推進協議会でも素材に挙がっているようなものを使わせてもらってやっております。

実際に授業をしてもらうことによって、法教育が何を目指しているのかをつかんでもらいたい。理屈の話をして眠くなるだろうということ、それから私自身もそれほど理屈をしゃべれないので、やってしまっているいろいろ話したほうがいいのかなどということによってやっております。

アンケートの結果を御覧いただいても分かるように、授業に取り入れたいというようなことも出てきておりましたし、それからまだ敷居は高いんだなというような答えも出てきているのですけれども、全般的には何とか取り入れたいとなってくれているのではないかと思います。

特に今年は40人で、人数が多いのでどうしようかというので、去年との違いでびっくりしながらやっていたけれども、何とかやったかなと。それから、年代も10年ごとなものですから、先生方は少しずつ違うので、意見も分布も偏らずにいろいろな意見が出たなどというふうに思います。

それから、裁判も刑事だけに偏らずに、民事系のこともやったほうがいだろうということでSNAP事件をやったんですが、実はSNAP事件は研究会のほうで窪直樹先生が小学校の教材に関わられましたけれども、窪先生が実際に実施されたときがあって、小学校でも実施するというようなもので、このごろ使われているのです。中身としてはものすごく高度な、プライバシーと表現の自由と営業関係の話もありますが、逆に言えば裁判所が差止めできるのかというような理屈あたりは、結構大学生にとっても高度な憲法上の議論なものですから、それをどの程度なのかということが小学校ではなかなか難しいのですけれども、教員の方たちへの話なものですから、そういうのも実は難しい話があるんですよというようなことを言うと、先生たちも割と興味を持って聞いてくれるというようなことがあったと思っています。

去年3人だったのが40人になって、また来年どうなるのか分かりませんが、こういう試みが続いていくといいなと、そしてまた協力させていただければよろしいかなと思って関わらせていただきました。

大村座長 どうもありがとうございました。

質疑応答につきましては最後にまとめて行いたいと思いますので、引き続きまして野坂先生と橋本先生のお2人をお願いしたいと思います。

橋本准教授 福井大学の橋本でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

先ほど鈴木先生と吉田先生のグループが免許更新講習について御説明されましたけれども、比較的オーソドックスな更新講習のやり方かと思えます。福井の橋本・野坂組は比較的マニアックな更新講習になっておりまして、そのように御理解いただいて説明を聞いていただければと思います。

まず、私からですけれども、更新講習の全体像について御説明をしたいと思えます。あと本講習の中で、先生方の法的な素養を育成するということを目的としている部分もございまして、その部分の取組については、野坂先生から詳しくお話をいただければと思います。

それでは、先生方、お手元にスライドが書面になっているものがあると思えますので、お手元も見てくださいながら話を聞いていただければと思います。

本講習の目的というところになります。

読み上げますけれども、まず一つ目の目的といたしまして、学習指導要領改訂で重視された「法教育」について、まず①その定義、②新学習指導要領における法教育の位置付けについて理解していただくということになります。

二つ目の目的ですけれども、法教育を実施する上で必要になる法的素養について、身につけることができるようになるということになります。

三つ目の目的ですが、法教育を実施する上で必要になる指導案を作成するということができるようになってもらいたいという、この三つの目的のもとで本講習を実施しております。

本年度の講習ですけれども、8月21日の土曜日、9時から16時の間で実施しました。本年度の講習参加者は10名で、開講するために必要な最少受講者数が10名ですので、かろうじて10名を超えたということですが、福井と東京は人口差がありますので、10名集まればまだいいのかなという気はしています。

受講者の内訳ですが、小学校や中学校、高校の先生ですけれども、比較的社会科の先生が多かったわけですが、先ほどの御発表とも関連しますけれども、音楽や英語、体育といったような様々な専門を持つ先生方も参加されていたことには驚きました。

受講者に対するアンケートですけれども、なぜこの講習に参加したのかというアンケートの項目では、法教育について、その概要を知りたいという方が多かったということになります。ただ、一方でたまたまこの日が空いていたからという消極的な参加理由の方もおられました。

あと、更新講習全体ですけれども、30時間で構成されていまして、うち必修領域が12時間、選択領域が18時間ございます。選択領域は1講習大体6時間の単位で実施するということになっておりますので、本講習は選択領域での実施と、6時間での実施ということになったということになります。

本講習の概要ですけれども、1時間目は目的1に対応して、法教育の定義、学習指導要領における法教育の位置付けということについて、私から90分で説明をしております。

概要ですけれども、法務省の法教育研究会が示した報告書に示される定義を中心に説明をしたということと、もう一つは新学習指導要領における法教育について、法務省が提示した定義とどう関連付けられるかということについて、詳しくお話を申し上げました。

2時間目、3時間目につきましては、野坂先生が御担当されたところになりますけれども、2時間目は法教育を実施する上で必要になる法的素養について、野坂先生が90分で講義をされています。3時間目につきましては、法教育の教材作りを体験するというところで、今回、受

講者に事前に宿題を課しています。

その宿題の内容というのは、学級や学校、地域社会で起こるトラブルや紛争について、幾つか例示してくださいということで、その宿題について、具体的にはそれぞれが持ち寄ったトラブルとか紛争について、各受講者から3時間目に説明があるということになります。

先ほども言いましたように、受講者は全員で10名ですので、5名で1グループになりまして2グループ、そしてそれぞれのグループに弁護士の先生が1人ずつついて、それぞれのグループに分かれて、受講者からトラブルや紛争について説明があり、そしてその例示があったトラブルや紛争について、法的な執行のための観点というものを弁護士の先生方が提供するということになります。

4時間目は目的3に対応してということになっていますけれども、3時間目の内容を踏まえて受講者が指導案を作るということで、中学校社会科もしくは道徳、特別活動などに対応する指導案をそれぞれが作成する、そしてそれがテストに代わるということになっています。4時間目は60分の授業ということになります。

本講習の成果についてですけれども、受講者からは比較的高評価を頂いています。比較的という言葉の意味はどういうことかといいますが、そもそもサンプルが10名という少ない数字ですので、パーセンテージを述べるのは控えますけれども、余り役に立たなかった、役に立たなかったという評価項目に印をされた方は1名だけということで、1名もいたということが私はショックだったんですけれども、比較的高評価だったということだと思います。

あと、3時間目の中で議論になったのは、野良猫のえさやりの是非とか、自転車通学ルールというのは、これは学校に、高校に特にあるのですが、1.5キロ以内は自転車で通学してはいけないという、こういうルールがあるわけですが、このルールの是非について3時間目に議論をしていくわけです。特に野良猫のえさやりの場合は、野良猫のえさやりを行う人の利益とその弊害について、段階を追って子どもたちに考えさせるといったような法教育的な指導案を書いた受講生が4時間目のレポートを見ると多々見られました。小学校の野良猫のえさやりの授業ですと、道徳的にとらえるとかわいそうだからえさをやりたいという子どもが比較的多いわけですが、そういう感情的な回答だけではなくて、利益と弊害ということを組み合わせて考察するというので、段階を追って考えることができ、比較的清涼な回答が児童から求められるような授業作りになっていたと思いました。

それでは、続けて野坂先生から、2時間目と3時間目の内容について御説明いただければと思います。

野坂弁護士 橋本先生から、学校の先生が法教育を行うために最低限必要な法的な素養について話をすると、こう言われたわけですが、これはすごく難しいリクエストだと思います。橋本先生からも話がありましたように、参加者が小学校の音楽の先生であるとか、保健体育の先生だということもありまして、あまり難しい話をしても絶対ついてこれないというところもありまして、何を話すかというのは相当迷いました。

ひとつは、以前に、福井市のある中学校の社会科の授業で「赤ちゃんポスト」に賛成か反対かという授業をやったことがあります。このときに、賛成派の生徒さんは、赤ちゃんの生命・身体というものを守るために赤ちゃんポストは必要なんだと、こういう議論を立てるわけですが、反対派の生徒さんが主に理由としていたのは、「子どもをきちんと育てなければいけない。」という親の道徳観念が低下すると、こういう弊害をあげていたんですね。反対派の

主要な論拠はこれだったかと思いますが、法律家としては、「道德観念の低下」と言われると、どうも違和感があります。道德原理としては認めますけれども、果たして、これを法原理だと言っていいのかどうかという違和感があったので、「子どもをきちんと育てなければいけないという親の道德観念が低下すると、誰が、どういうふうに困るのだろうね」と、横から口を出させていただいたことがあります。そうすると、「それは、赤ちゃん自身が、赤ちゃんポストによって命は助かるにしても、家族と一緒に暮らせないという、赤ちゃんの幸福というものについて弊害があるのだ。」というような話が子どもさんの中から出てきて、こういう話になると、一応は法的な利害の調整という土俵に乗ったかなというような感じになるわけですね。

この経験があったので、話す内容の一つ目としては、法的な権利ないし法的保護に値する利益、これを法益と言いますけれども、これをまず認識してもらおうということの一つ目的に置きました。何分、単純化し過ぎの嫌いはあるのですが、古典的な法益として、生命、身体、それから人格的な法益、財産権、それと本人自身の利益というふうに、極めて割り切った説明をしています。実際は、これ以外にも法益というのはあるので、特に民事紛争においては経済的利益みたいなものが入ってくるのですが、極めてシンプルな説明をしています。

それから、もう一つ、何らかの法的な意思決定ないし判断をするときに、どういう法的な権利ないし利益が守られるのか、あるいは害されるのかということのほか、実際に、そういった法益が守られる、あるいは害される可能性、蓋然性というのがどの程度あるのか、というような視点があり得るかと思います。

これは、2006年に福井大学の附属小学校の白木先生が、附属小学校なので、毎年教育研究集会というのがあるのですが、そこでの研究授業として小学校1年生を対象に行われた授業です。学校の中での身近なルール、廊下を走らないとか、たたいたり蹴ったりしない、人の悪口を言わないというような幾つかの決まりを出しまして、「どれが一番大事な決まりだと思いますか。」というふうにランク付けをさせるという授業をされたことがあります。そのときに、それぞれの決まりについて、それが守ろうとしている法的な利益という視点と、その決まりを守らなかったときに、実際にその法的な権利ないし利益が侵害される危険性というか、可能性がどれぐらいあるのかという二つの軸を立てて、この二軸の中にマッピングしていくという視点を御提案させていただいたことがあります。

本講習では、法的な利害の調整を考えると、一応こういう二つの視点を使って考えてみましょうねというような御提案を2時間目でさせていただいた上で、3時間目には、参加者に持ち寄っていただいた具体的な事例について実際に考えていただくことにしましたが、具体的な問題を考える際によく使う手順として、何らかの制度を実施する、あるいは法的な行動を行うときには、必ずそれによって得ようとしている目的があるので、その目的自体が正当なものかどうかをまず考える、次に、それによっていいことばかりがあるということは普通ないので、必ず副作用というか、弊害が出てきますので、その弊害はその達成しようとしている目的よりも小さいと言えるかという手段の相当性を考える、目的が正当であったとしても、より弊害の少ない手段、代替案というのがないのかと、こういうふうな思考手順をとることが多いですという話をさせていただいたうえで、3時間目では、参加者が10人でしたから、5人で1グループを作って、その片方のグループに私がつきました。もう片方のグループに福井弁護士会の端弁護士がアドバイザーとしてついて、参加者に持ち寄っていた

だいた事例について利害の判断あるいは調整を考えるという作業をワークショップの形でやっていたいただきました。

持ち寄っていただいた事例は、5人が1グループにいらっしゃるのので、各グループで大体7個から8個ぐらい出たのですが、この「猫への餌やり事件」というのは、ちょうど東京地裁八王子支部でしたか、判決が出た直後の時期で大きくニュースで取上げられていたので、何人かの先生がこれを持ってきたということで取りあげました。この裁判事例は、将棋の元名人なのですけれども、御自分の住んでおられるマンションで、玄関のところで猫に餌付けされたんですね。私は高校・大学と将棋部だったので、将棋界のことには詳しいのですが、その方は、非常に熱心なクリスチャンとして将棋界では有名な方です。別に趣味で猫に餌をやっているわけではなくて、宗教的な信念があって餌やりをされているわけですが、そのマンションの住民を含む近隣住民の方が、悪臭であるとか、糞であるとか、洗濯物が汚れるとか、車が傷つけられるというような、いろいろな迷惑を被っているということで、餌やりをやめろと、こういう訴えを提起して、原告側が勝訴をしたということで、大きくマスコミで取り上げられた事例であったかと思えます。

片方においては、近隣住民の平穏な生活というものが法的な利益としてはあるんでしょうし、もう片方においては、餌やりをしている将棋の元名人の方の動物愛護の精神というのが宗教的な信念を背景としてあるので、そういったものが対立しているということであろうと思えます。

これ以外には、学校の校則に絡むものを多くの先生が持ってこられましたけれども、その中で、自転車通学の原則禁止というルール、これは禁止が原則なのであって、「通学距離が1.5キロ以上離れていれば乗ってきてもよろしい。」というのは例外なんだと、こういう話だったですけれども、それを取り上げました。自転車通学をすることによって得られる利益というのは通学時間が短縮されるということでしょうけれども、他方、それによる弊害としては、交通事故の危険があると、この交通事故の防止というのがこの校則の目的なんだと、守ろうとしている利益なんだというような話がありまして、その両者の調整について考えていただいたということです。

私がおもしろかったのは、この自転車通学の禁止の校則についてのディスカッションで、いろいろ議論をしている中で、確かに、この校則ができたころの話としては交通事故の防止というのは非常に大きな目的としてあったけれども、最近の世相を考えると、むしろ、家が近くても部活動が終わって暗くなってから歩いて帰るといのは、それはそれで別の危険があると。例えば変質者に襲われるような危険があるので、このルールが出来たときと現在とでは、もう状況が変わっているのではないかというような意見が出たり、話しているうち、ある先生から、「個人的には全員に自転車通学を許可してもいいと思っているのだけれども、自転車置き場がない。」という話が出てきました。自転車置き場がないということになると、全員が自転車通学をしてくるとなると自転車置き場を増築しなければいけない、つまり、お金の問題になるということで、財産的な利益というのも関連してくるというようなところに議論がだんだん移っていきまして、なかなか白熱した議論が展開されて、私自身も非常におもしろかったという感想を持っています。

参加者からは、いろいろな質問が出ましたけれども、一つは、「人格的な法益」と「わがまま」との区別というのはどこでつけるのだというような質問がありました。

これについては、客観性があるか、その人だけが嫌がっているのか、例えば猫の餌やりであれば、悪臭であるとか洗濯物が汚れる、車が傷つくというのは、普通の人であれば誰でも嫌なことであるので、それは「わがまま」ではなくて人格的な利益だと言っていいのではないですかね、くらいの話をしてあります。ただ、法律論としては、この人格的利益の中にどこまでを含めるかという外縁は必ずしも明確とは言えないところがあって、例えば国立市マンション訴訟で問題になった景観利益みたいなものは、果たしてこれが法的保護に値する利益と言えるかどうかというのは、結構微妙な線だと言っていいかと思います。

それから、猫の餌やりの議論のところで、対立する利益を調整するときには頭数を考えていいのか、10人の利益は1人の利益より重視すべきだと、こう言っているのかという質問が出ましたが、それは、利益の性質にもかかわる話かもしれませんが、生命・身体・人格というような利益については、頭数が多いほうが重要だという考え方は普通はとらないのではないかと、というような話もしています。

それから、先ほどの自転車通学原則禁止の校則については、ルールが出来たときと現在とでは状況が違うけれども、いつの時点を基準に判断するのかという質問がありましたので、それは今の時点での判断でしょうね、というような話をさせていただきました。

以上、こういったことをやりましたが、実際に持ち寄っていただいた社会的に利益が対立するような事例についてディスカッションするというのは、参加者の方がおもしろかったかどうかというのは分からないのですけれども、私自身は非常におもしろかったという感じがしています。講師の側がおもしろがってもしようがないのですけれども。

ここから先は、少し予定していた話とは違うのですけれども、対立している利害というのをきちんと認識して、その調整を考えるというときに、利害の対立に関する事実というのを正確に認識するというのは大事なことなのだなということを、この講習を通じて、私自身も再認識しました。例えば自転車通学の禁止についても、自転車小屋が足りないんだみたいな話は、まさにその現場にいる人に聞かないと分からない話なのですけれども、そういった事実が一つ出てくることによって、議論の方向性ががらりと変わってしまうということはあるんですね。弁護士会が教材を作ると、どうしても机の上で作った事例みたいなものを使うことが多いのですけれども、利害対立の当事者の生の声というのを聞いて、事実をきちんと認識するということが、特に社会科においては結構大事な話なのではないかなと。今は、インターネットで大体の情報というのは手に入る時代ですけれども、そこにとらわれず、利害対立の当事者自身の声を聞くということは、それなりに大きな意味があるのではないかなという感じを、私自身は、この講習を通じて持ったところです。

ちょっと時間をオーバーしていると思いますので、この程度で終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

大村座長 橋本先生、野坂先生、どうもありがとうございました。

それから、吉田先生、鈴木先生の組も併せまして、2組の先生方に御体験をお話しいただいたわけですけれども、この点につきまして皆様のほうから御質問等をいただければと思います。どうぞ。

あるいは御意見、御感想等でももちろん結構です。

橋本先生と野坂先生のほうの1点だけなのですけれども、最後、共案ですか、作ってもらおうというので、それは出してもらっておしまいなのですか、それとも何か評価というか、あ

るいは講評とか、そういうことはされるんですか。

橋本准教授 講評はありません。出していただいて、それがテストで、私が点数をつけて合否を出すということになりますので。

本当は返してあげて、それこそ講評してあげるのがより勉強になるのですけれども、それはできないということです。

大村座長 いかがでございましょうか。せつかく非常に貴重な御経験をお話いただきまして興味深かったと思いますけれども。

北岡委員 北岡でございます。

人数について、お二チームそれぞれにお伺いしたいんですけども、片方は40名超、片方は10名程度というお話であったんですが、免許の更新講習を受けられた方が全体として何人ぐらいおられて、そのうちの40人ないし10人が希望されたという形になるのかという、その数字のイメージを分かる程度で教えていただければと。

吉田教諭 ちょっと今押さえていません。多数おりますので、あくまでも選択の中の一つで今回はセットされていますので、ちょっと今明確には答えられません。

橋本准教授 福井のほうも大体600ぐらいだと思いますけれども、はっきりした数字は申し述べることはできないと思います。

北岡委員 すみません、ありがとうございます。

大村座長 福井の先生方、30時間あって、12時間が必修で残りの18時間が選択になっていると、選択はすると3科目に分かれる。

橋本准教授 そうですね、6時間で一つです。

大村座長 その三科目をとる必要があるというのは、全国的なシステムなのですか。

橋本准教授 そうですね。

大村座長 その三つの選択のうちの1科目として、この科目をとった人が東京では40人、福井では10人だったということで、全体としてはどれだけいるかは必ずしも分からないということですね。

ほかにはいかがでございましょうか。

神谷委員 教員講習のことは詳しくないのですが、選択領域のなかで法教育のライバルというか、どういうものをほかに先生方は選ばれるんでしょうか。

分かればいいのですけれども、どういうものの中から先生方が法教育を選ばれるのか知りたいと思いました。

橋本准教授 各教科の指導法の授業がありますので、理科とか算数とか国語とか、新学習指導要領に対応してどのような教育内容が求められているかということについて各教科ごとに講習がありますので、各教科ごとの講習と各教科に縛られない法教育というところで、どれを選択されるかということはずあると思います。あとは教育相談ですね、不登校の子どもに対する対応とかですね。

神谷委員 例えば私は環境教育とか、何かそういうようなものとライバルとして選ばれている感じなのかなと思ったのですけれども。

橋本准教授 それもありますけれども、本当に多様な科目の中で選択の科目を設定されていますので、その中から選ぶということになります。

大村座長 何かこの全体の枠組みみたいなものについて、教育の先生方、補足があればどうぞ。

大杉委員 全国というわけではないのですけれども、例えば岐阜の場合だと受講生が約2,000名で、必修と選択に分かれていますけれども、必修は教育課程とか生徒指導とか、そういったものが必修で、あと教科については、恐らく岐阜は240ぐらいでしたか、科目数があって、神谷委員がおっしゃられるように、理科とか環境にかかわるテーマで挙げられているものがあります。240の選択科目中、岐阜の場合は法教育的なものは恐らく一けただったと思うのですけれども、かなりの選択科目を挙げている県とそれぞれ仕組みが違っていますので、そこは分からないと思いますけれども。

大村座長 法教育的なものが一けたというふうにおっしゃった、一けたというのは。

大杉委員 科目数です。

大村座長 科目数が一けたということですか。

江口委員 うちの大学は駒場と一緒にやっているのですけれども、5,000人を超えています、私は必修のほうを担当しています、名目は教育の最近の動向という名前ですが、その中で法教育をやっております。ですから、そこでは一番多いクラスへいくと500人なんですけれども、そこはちょっと僕はきついものですから、200人のところの教育をやっています。ですから、法務省の宣伝とか弁護士会の宣伝をやっておりますけれども、ただそれが実習的にやれるかどうかというと、200人を超すと講義一辺倒になっていくので、いいのかどうかというのは考えています。

大村座長 しかし、たくさんの人に聞いてもらえるという意味では、それを必修科目の中でやるというのは非常に有益なんでしょうね。他方、おっしゃったようにワークショップ的なやり方でやるということだと、小さなクラスでやるというのがよろしいでしょうから、理想的にはどちらもということなのでしょうけれども、時間も限られているようですし、たくさんクラスもあるということなので、なかなか難しいかもしれませんね。

ほかに御質問等ございますでしょうか。

村松委員 ちょっとよく分からないので、教えていただきたいのですが、資料13の本講習の目的のところでは目的が1から3まであって、1のところでは学習指導要領で重視された法教育について、その定義、指導要領における位置付けについて理解するとあります。指導要領と関係が深いのは、社会科なわけなんですけれども、実際には音楽の先生であるとかほかの教科の先生もいらしていますよね。

そうするとこれを受講している先生方というのは、例えば音楽の先生もいらっしゃる中で、この講習を学校のどういう位置付けで伝えられているのか、位置付けが単に免許の更新のための講習ということなのか、何か次の学校の授業に生かすようなものとしての位置付けになっているのか、教えていただければと思います。

橋本准教授 音楽、英語の先生方は、特に1時間目の授業の中で、もちろん社会科の学習指導要領の話もしますけれども、法教育の内容を、例えば特別活動でやる場合とか道徳でやる場合ということも想定した講義をしていますので、実際に作られた指導案を拝見すると、道徳とか特別活動での指導案ということになっています。恐らく先生方は道徳や特別活動で法教育の授業をされるということだと思います。

村松委員 分かりました。ありがとうございます。

大村座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

教員、先生方に法教育について理解していただくというのは非常に重要なことだというふうに、今までにもこの場で話題になったことがあろうかと思えます。こういう教員の研修の機会をとらえて、弁護士の先生方と教育の先生方と協力してやられているというのは、非常に興味のある事例だと思います。この枠以外にも、様々な形で先生方に働きかけるというようなことが工夫できればよいというふうに思います。

本日は2組の先生方、お忙しいところをお越しいただきまして、どうも本当にありがとうございました。

ということで、第2の議題はこれまでにいたしまして、残りの時間で第3の議題を検討させていただきたいと思えます。それは法教育の懸賞論文コンクールの受賞作品の決定についてです。

※ 受賞作品の決定については、議事概要を参照

大村座長 それでは、大議論をいただきましたけれども、受賞作品は以上の七つとさせていただきたいと思えます。

結果の公表等につきまして、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

丸山官房付 では、これで七つの受賞作が決まりました。この結果につきましては、年明けに法務省ホームページで発表し、受賞作を掲載したいと考えております。

複数の先生方から御提言がありましたように、座長談話という形で審査結果の講評をお出しただけであればと考えておりますので、本日の協議の結果を踏まえまして、まず座長と御相談をいたします。それをメール等で皆様にお諮りして、取りまとめたいて考えております。

それから、最優秀賞のお一人の方、優秀賞のお二人の方をお迎えして、是非表彰式を実施したいと考えております。追って調整させていただく次回の法教育推進協議会の日にお招きして行うことではいかがかと考えておりますので、その点についてもお諮りいただければと思います。

大村座長 今回の点はいかがでございましょうか。

ただ、座長談話でどの程度のことを言えるかという問題がありますので、談話は談話として取りまとめて、表彰式を行うということであれば、そこで講評のような形でよいところと悪いところを言うていただくというのが、あるいは適当かもしれませんが、それは談話を取りまとめてみまして、それで先生方の御意見を伺って調整するというのがいいかと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

では、その点につきましては今のように取りまとめさせていただきたいと存じます。日程調整のほうは、後で事務局でしていただくということにさせていただきたいと存じます。

以上が本日の議題でございましてけれども、ほかに何かございましてでしょうか。

それでは、予定した議事は以上でございまして、本日はこれで散会ということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

—了—